

主な解体業及び破産業変更届出書 添付書類一覧

- **正本 1 部、副本 1 部の計 2 部**を作成し、提出してください(副本は、全てコピーでも結構です)。
- 変更届出書は郵送でも受け付けますが、必ず副本返却用の**封筒(切手を貼付)を同封**してください。

		変 更 事 項 (下記以外の変更事項については、お問合せください)														
		(所在地)		(氏名)		法人の組織 (例 有限会社↓株式会社)	法人の代表者 (許可証に記載のある代表者)		法人の役員			(株主)				
		個人の場合	法人の場合	個人の場合	法人の場合		代表者が新任の役員の場合	代表者となった者が既に役員として届出されている場合	新任の役員がいる場合	退任の役員のみの場合	役職の異動のみの場合 (例 監査役↓取締役)	役員としては新任だが、株主(出資者)で既に届出されている場合	新しい個人株主(出資者)がいる場合	新しい法人株主(出資者)がいる場合	株主(出資者)の減少のみの場合	
(注) 右変更事項に該当する下の○印のある書類を添付してください。	住民票の写し (本籍(外国人にあっては、国籍等)の記載があるもの、マイナンバーの記載がないもの)(※2)	○		○			○		○				○			
	履歴事項全部証明書(※2)		○		○	○	○	○	○	○	○			○		
	登記されていないことの証明書(※2)					○		○						○		
	確定申告書の別表2(※3)													○	○	○
	定款又は寄附行為				○											
	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	案内図	○	○													
許可証の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

- ※ 1 **新任の役員、新しい株主(出資者)の分のみ**必要です。
- ※ 2 住民票(住民票抄本又は謄本)、登記されていないことの証明書(成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書)、履歴事項全部証明書(法人の登記簿の謄本)は、全て**3ヶ月以内に発行された原本**を添付してください。**窓口で原本を提示することにより、その写しをもって原本に代える**ことができます。副本は、写しでも結構です。
- ※ 3 別表2に株主(出資者)の異動が反映されていない場合は、株主等の異動がわかる議事録や株主名簿等を添付してください。

◎変更届出書の提出及びお問合せ先

さいたま市 環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課 審査係

住所：〒330-9588 埼玉県さいたま市浦和区常盤6-4-4 ときわ会館

電話：048-829-1608

※受付時間：月曜日から金曜日まで(祝日及び年末年始の12月29日から1月3日を除く)

午前8時30分から午後5時まで

◎新しい許可証の交付

変更事項に、**住所(所在地)、氏名(名称)、法人の組織、法人の代表者**のいずれかがある場合、許可証の記載事項が書き換わるため、新しい許可証が交付されます。

○窓口での受取り

受取りに来庁される方は、認印をお持ちください。なお、現在、さいたま市長の許可証を有している場合は、新しい許可証と交換になりますので、来庁の際に持参してください。

○郵送希望

許可証は、**簡易書留**で送付しますので、460円(重量分料金140円+簡易書留分料金320円)の切手を貼付した**A4サイズの封筒**を持参(同封)してください。

また、変更届出書を郵送で提出する場合、副本返却用の封筒が必要ですが、副本の返却が新しい許可証交付後でよろしければ、封筒は1通で結構です(「副本と許可証の同時送付」等と記載したメモ等を入れてください)。ただし、「**副本+許可証**」の**重量分料金(事前に計量してください)**に**簡易書留分料金を加えた切手**を貼付してください。

※ 現在さいたま市長の許可証を有している場合は、新しい許可証が到着後、現在の許可証を速やかに返却(郵送でも可)してください。

◎副本の送付

副本は、普通郵便(重量分料金)の切手が貼付してあれば結構です。特殊郵便(速達、簡易書留等)で送付して欲しい場合は、その旨を副本返却用の封筒に記載してください。何も記載がなければ、切手が重量分料金より多い場合でも普通郵便で送りますので、ご承知おきください。